

# 特定非営利活動法人遺族支え愛ネット定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条第1項 この法人は、特定非営利活動法人遺族支え愛ネットという。

### (事務所)

第2条第1項 この法人は、事務所を大阪府大阪市中央区谷町  
2丁目2番20号 7Fに置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条第1項 この法人は、遺族のグリーフケアおよびライフサポートに関する事業を行うことにより、遺族が生きがいを持って心身ともに幸福に自立した生活ができる社会の形成に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条第1項 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業)

第5条第1項 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

#### 1 特定非営利活動に係る事業

- (1) 遺族のグリーフケアおよびライフサポート活動に係るネットワーク事業
- (2) 遺族のグリーフケアおよびライフサポート活動に係る活動の機会、並びに場の提供事業
- (3) 遺族のグリーフケアおよびライフサポート活動に係る幅広い相談並びにサポート事業
- (4) 遺族のグリーフケアおよびライフサポート活動に係る講演会、講習会、研修並びに交流会等の事業
- (5) 遺族のグリーフケアおよびライフサポート活動に係る情報収

集並びに情報提供事業

(6) その他 第3条第1項の目的を達成するために必要な事業

2 その他の事業

(1) 出版、物品販売事業など

(2) 葬儀会社への紹介事業

第5条第2項 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条第1項 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員を持って特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

(1) 正会員

個人会員 この法の目的に賛同して入会した個人で、総会における議決権を有する。

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同して入会した個人または団体で、総会における議決権を有しない。

第6条第2項 この定款に定める以外の会員に関する規定は、総会で別に定める。

(入会)

第7条第1項 会員の入会については、理事会の承認を得るものとする。

第7条第2項 会員として入会しようとするものは、この法人が定める入会申込書により申し込むものとする。理事会は、正当な理由が無い限り入会を認めるものとする。

第7条第3項 代表理事は第1項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人または団体に、その旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第8条第1項 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条第1項 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会届を提出したとき。
  - (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
  - (3) 正当な理由無く会費を1年以上滞納したとき。
  - (4) 除名されたとき。

(退会)

- 第10条第1項 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条第1項 会員が次の一に該当するに至ったときは、総会の3分の2以上の議決を経て、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) この定款に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

- 第12条第1項 既納の入会金・会費及びその他の抛出金品は、その理由の如何を問わず、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

- 第13条第1項 この法人に次の役員を置く。
- (1) 代表理事 1人
  - (2) 副代表理事 2人以上
  - (3) 理事（代表理事及び副代表理事を含む）  
3人以上
  - (4) 監事 1人以上

(役員を選任等)

- 第14条第1項 理事及び監事は、正会員の中から総会の議決により選任する。
- 第14条第2項 代表理事及び副代表理事は、理事の互選により定める。
- 第14条第3項 監事は、理事又はこの法人の職員をかねることができない。

(役員職務)

- 第15条第1項 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。
- 第15条第2項 副代表理事は、代表理事を補佐して業務を掌理し、代表理事があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、代表理事に事故があるときはその職務を代理し、代表理事が欠けたときはその職務を代行する。
- 第15条第3項 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決にもとづき、この法人の業務を執行する。
- 第15条第4項 監事は次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

- 第16条第1項 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。
- 第16条第2項 役員再任は妨げない。
- 第16条第3項 役員は、辞任又は任期満了後においても、第13条に定める最小の役員数を欠くときには、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。
- 第16条第4項 第1項に関わらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(役員欠員補充)

- 第17条第1項 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を越えるものが欠けたときは、遅滞無くこれを補充しなければならない。

(役員解任)

- 第18条第1項 役員が次の各号に該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員報酬等)

- 第19条第1項 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。
- 第19条第2項 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 第19条第3項 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て代表理事が別に定める。

第5章 顧問および評議員

(顧問及び評議員)

- 第20条第1項 この法人に顧問および評議員を置くことができる。
- 第20条第2項 顧問および評議員は、理事会の推薦により代表理事が委嘱する。
- 第20条第3項 顧問および評議員は役員を兼ねることは出来ない。
- 第20条第4項 前項に定めるものの他、第5章顧問および評議員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が定める。
- 第20条第5項 顧問は、高度な専門的知識をもって、この法人の運営に寄与する。

(評議員会)

- 第21条第1項 評議員会は評議員をもって構成する。
- 第21条第2項 評議員は、代表理事の諮問に応じて評議し、意見を述べる。
- 第21条第3項 評議員会は、代表理事が書面をもって召集する。

第6章 総会

(会議の種別)

第22条第1項 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(会議の構成)

第23条第1項 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の機能)

第24条第1項 総会は、この定款及び関連法に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び活動予算
- (2) 事業報告及び活動決算
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 合併
- (6) 役員を選任又は解任、職務および報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項
- (9) その他理事会が必要と認める重要な事項

(総会の開催)

第25条第1項 通常総会は、事業年度終了後3ヶ月以内に毎年1回開催する。

第25条第2項 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により召集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から召集があったとき。

(総会の招集)

第26条第1項 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が召集する。

第26条第2項 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

第26条第3項 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも

5 日前までに発しなければならない。

(総会の議長)

第 27 条第 1 項

総会の議長は、代表理事の指名する正会員がこれにあたる。ただし、第 25 条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定により臨時総会を開催したときには、総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 28 条第 1 項

総会は、正会員の過半数の出席をもって成立する。

(総会の議決)

第 29 条第 1 項

総会における議決事項は、第 26 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

第 29 条第 2 項

総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 29 条第 3 項

総会における正会員の議決権は、1 会員 1 票とする。

第 29 条第 4 項

総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の書面表決権)

第 30 条第 1 項

やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

第 30 条第 2 項

前項の規定により表決した正会員は、前 2 条および次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 31 条第 1 項

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し保存しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 正会員総数および出席者数（書面評決者及び表決委任者については、その旨を明記する事）

- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

第31条第2項

議事録には、議長のほか、出席した正会員の内から、当該会議に於いて選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第7章 理事会

### (理事会の構成)

第32条第1項

理事会は、理事を持って構成する。

### (理事会の機能)

第33条第1項

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

### (理事会の開催)

第34条第1項

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

### (理事会の招集)

第35条第1項

理事会は代表理事が招集する。

第35条第2項

代表理事は、前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

第35条第3項

理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって少なくとも7日前までに発しなければならない。

### (理事会の定足数)

第36条第1項

理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。



(理事会の議長)

第37条第1項 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の議決)

第38条第1項 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合はこの限りではない。

第38条第2項 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権)

第39条第1項 各理事の表決権は、平等なるものとする。

第39条第2項 やむを得ない理由のため出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

第39条第3項 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

第39条第4項 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第40条第1項 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所。
- (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）。
- (3) 審議事項及び議決事項。
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果。
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

第40条第2項 議事録には、議長およびその会議に於いて選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

## 第8章 委員会等

(委員会等)

第41条第1項 この法人は、業務企画の推進のために、委員会及び専門部会（以下委員会等という）を置くことができる。

第 4 1 条第 2 項 委員会等に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

## 第 9 章 事務局

(事務局の設置および職員の任免)

第 4 2 条第 1 項 この法人は、事務局を置くことができる。

第 4 2 条第 2 項 事務局には、事務局長 1 名および職員若干名を置くことができる。

第 4 2 条第 3 項 事務局長および職員は、代表理事が任免する。

(事務局の組織および運営)

第 4 3 条第 1 項 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

(書類及び帳簿の備え置き)

第 4 4 条第 1 項 事務所には、法第 28 条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備え置かなければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

## 第 10 章 資産および会計

(資産の構成)

第 4 5 条第 1 項 この法人の資産は、次の各号に掲げるものを持って構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 4 6 条第 1 項 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係わる事項に関する資産およびその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 4 7 条第 1 項 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は理事会の議決による。

(会計の原則)

第 4 8 条第 1 項 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に

従って行うものとする。

(会計の区分)

- 第49条第1項 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係わる事業に関する会計およびその他の事業にかかわる会計の2種とする。

(経費の支弁)

- 第50条第1項 この法人の経費は、資産を持って支弁する。

(事業年度)

- 第51条第1項 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および活動予算)

- 第52条第1項 この法人の事業計画および活動予算は、代表理事が作成し、通常総会の議決を経なければならない。
- 第52条第2項 前項の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 第52条第3項 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
- 第52条第4項 第1項の規定により総会の議決を経た事業計画および活動予算の変更は、理事会の議決を経て行うことができる。ただし、変更された内容に関して、理事会は、その後最初に開催される総会に報告し承認を得なければならない。

(予備費の設定および使用)

- 第53条第1項 予算超過または予算外の支出に当てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 第53条第2項 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告および活動決算)

- 第54条第1項 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録などの決算に関する書類は、毎事業年度終了後、3ヶ月以内に代表理事が作製し、監事の監査を経て、総会において議決を経なければならない。
- 第54条第2項 会計の決算上、余剰金が生じたときは、次事業年度

に繰り越すものとする。

(借入金)

第55条第1項 この法人が資金の借入れをしようとする時は、理事会の議決を経なければならない。

## 第11章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第56条第1項 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第57条第1項 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

第57条第2項 前項第1号の事由により法人が解散するときは、正会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

第57条第3項 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第58条第1項 この法人が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、この法人と同種の目的を有する、特定非営利活動法人、公益社団法人または公益財団法人に寄附するものとする。その帰属先は、総会において出席した正会員の過半数をもって決する。

(合併)

第59条第1項 この法人と他の特定非営利活動法人との合併は、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決による。

## 第12章 公告の方法

### (公告の方法)

- 第60条第1項 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示すると共に、官報に掲載してこれを行う。

## 第13章 雑則

### (細則)

- 第61条第1項 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

## 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の会費および入会金は、第8条の規定にかかわらず、法人設立総会で決める。
- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項および第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人成立の日から平成23年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第52条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第51条の規定にかかわらず、成立の日から22年3月31日までとする。